

上町まちづくりセンター管内 広報板所在地
(令和8年1月現在:計27か所)

番号	設置場所	周辺目標/備考
4-1	桜1-27-28	桜木ふれあい緑地 ●
4-2	桜1-48-15	桜木中学校西側 ●
4-3	桜2-3-8	桜みんなの公園北側 ●
4-4	【欠番】	
4-5	【欠番】	
4-6	桜3-14-13	●
4-7	【欠番】	
4-8	世田谷1-15-3	世田谷中央病院 向かい ●
4-9	世田谷1-23-5	上町まちづくりセンター前 ●
4-10	世田谷1-37	●
4-11	世田谷1-41-22	●
4-12	世田谷2-29	東京都第二建設事務所前 ●
4-13	【欠番】	
4-14	【欠番】	
4-15	世田谷2-25-10	世田谷地区会館前 ●
4-16	世田谷3-11-3	●
4-17	【欠番】	
4-18	【欠番】	
4-19	世田谷4-25-1	●
4-20	弦巻1-9	弦巻小学校裏門左側 ●
4-21	弦巻1-34-17	常在寺西側 ●
4-22	弦巻3-25-16	グランコート西側 ●
4-23	弦巻2-18-21	●
4-24	弦巻2-23-1	事務センター裏 ●
4-25	弦巻3-10-14	三丁目公園角 ●
4-26	弦巻1-42	●
4-27	弦巻3-23	松丘小学校東側 ●
4-28	弦巻4-9-15	サンビエス桜新町 ●
4-29	【欠番】	
4-30	【欠番】	
4-31	弦巻5-10-1	公社 大山道 ●
4-32	弦巻5-13-19	デイホーム弦巻北側 ●
4-33	弦巻5-26	●
4-34	世田谷4-15-3	デイホーム世田谷前 ●
4-35	桜3-9-5	桜三丁目公園 ●
4-36	世田谷2-22-8	世田谷二丁目ふれあい公園 ●

1. 広報板の右側半分(地域コーナー)が掲示スペースです。
2. 掲示の際は、必ずホチキス(10号サイズ程度)を使用し、テープや画鋏などは使用しないでください。
3. 掲示期間を厳守し、終了後は使用したホチキスの針も含めて速やかにお取り外しください。
4. 広報板によっては、既存掲示物がいっぱい、貼付できない場合がありますので、予めご了承願います。
5. ●印の広報板は、町会専用の掲示スペースがあります。ついでに、町会名の表示があるスペースは使用しないでください。

